

東京都施行多摩ニュータウン内 土地区画整理事業の換地図について

多摩ニュータウン整備事務所では、過去に東京都が施行した土地区画整理事業の換地図の閲覧、写しの交付、証明等の事務を行っております。 ※換地図の閲覧などに供している地区については、別表にて確認願います。

1 窓口対応時間

平日 9時から12時まで、13時から17時まで（12時から13時まではお昼休み）

担当者が現場調査などで不在にしていることがありますので、事前に電話連絡の上、来所をお願いいたします。
事前に換地図の閲覧等を希望する場所を電話連絡いただきますと、来所前にご用意いたします。

042-389-2175

※スムーズに換地図の閲覧・証明等のサービスを行うため、事前の電話連絡をお願いいたします。
また専門のスタッフが説明・相談等に対応可能な月曜日と火曜日のご来庁をお勧めします。

「東京共同電子申請・届出サービス」による来所予約を受け付けております。

・パソコンの方はこちらからご利用ください。

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/procInfo.do?govCode=13000&procCode=11002378>

・スマートフォンの方は、
右のQRコードを読み
取りご利用ください。

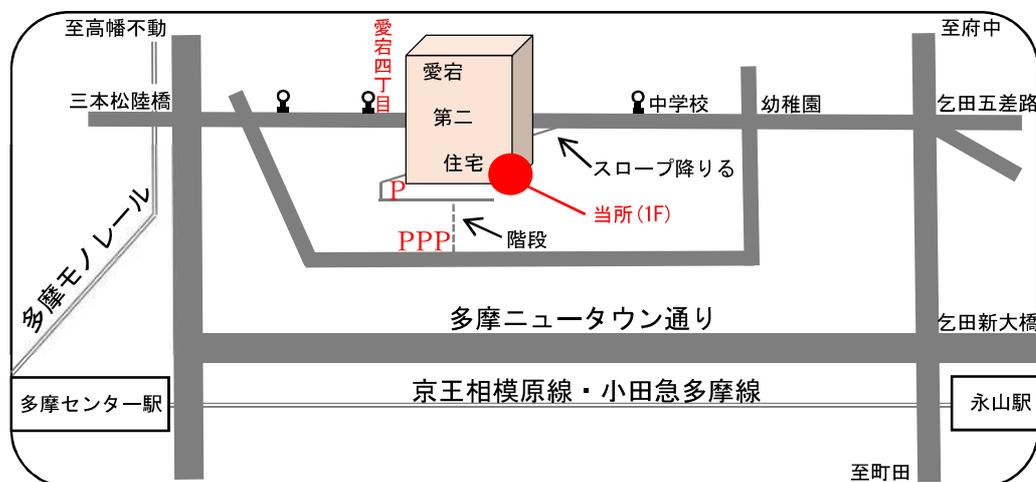


2 手数料

- ・閲覧、写しの交付 1件につき300円
- ・証明書の交付 1件につき400円

※釣り銭が出ないように、ご協力をお願いいたします。
※特に1万円札・5千円札からでは釣り銭が出ないことがあります。
※現金のみの取り扱いとなります。

3 案内図



<問い合わせ先> 東京都都市整備局多摩ニュータウン整備事務所 調整担当

電話：042-389-2175 Fax：042-389-2231

換地図の閲覧等に供している土地区画整理事業の施行区域

施行地区	都市計画決定 年月日	事業計画決定 年月日	換地処分 年月日	町丁目
多摩市 多摩地区 (第一工区)	S41.12.24	S44.2.8	H5.9.10	関戸6丁目の一部 貝取の一部 乞田の一部 愛宕4丁目的一部分 山王下1丁目的一部分 聖ヶ丘1丁目的一部分 馬引沢1丁目的一部分 諏訪1丁目的一部分 永山1～3丁目的一部分 貝取1丁目的一部分 豊ヶ丘1～2丁目的一部分 落合1～3丁目的一部分 鶴牧1～2丁目的一部分 鶴牧6丁目的一部分 中沢1～2丁目的一部分 唐木田1丁目的一部分
多摩市 多摩地区 (第二工区)	S45.4.30	S47.4.25	H2.1.26	馬引沢1～2丁目的一部分 諏訪1丁目的一部分 諏訪3～4丁目的一部分
八王子市 由木地区	S46.7.29	S48.7.7	H8.6.14	東中野の一部 堀之内2～3丁目的一部分 越野の一部 松木の一部 下柚木2丁目的一部分 上柚木2丁目的一部分 別所1～2丁目的一部分 南大沢1～2丁目的一部分
町田市 相原・小山地区	S63.1.14	S63.3.31	H16.3.31	小山ヶ丘1～6丁目的一部分 小山町の一部

※登記簿謄本の表題部に「土地区画整理法の換地処分」を原因として登記された旨が記載されています。

※多摩市小野路第1～3地区については換地図がないため、落合4丁目、落合6丁目、鶴牧5丁目、南野2～3丁目、貝取3丁目、永山6～7丁目については換地図の閲覧等はありません。